

## 社会福祉法人ミルトス会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ミルトス会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等については、別表1の通り支給する。ただし、当法人の職員を兼ねる理事については報酬を支給しない。尚、役員等に支給する各年度における報酬の総額は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で報酬として支する。
- (2) 評議員に対して、報酬として支給する各年度の総額は、定款第8条に定める額である。

### (旅費の支給)

第3条 役員等について交通費は、実費を当法人旅費規程に準じて支給する。ただし、日当については別表1に定める金額とするため支給をしない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等はその都度、現金にて支給する。テレビ会議などでの出席の場合、銀行振込にて翌月末日までに支給するものとする。

### (公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

(1) 評議員

| 項目              | 報酬額        |
|-----------------|------------|
| 評議員会への出席        | 5,000円/日額  |
| 行政監査等の立会、研修への参加 | 10,000円/日額 |
| 入札の立会           | 2,000円/日額  |
| 上記の他、法人業務のため出勤  | 10,000円/日額 |

(2) 理事

| 項目              | 報酬額        |
|-----------------|------------|
| 理事会等会議への出席      | 5,000円/日額  |
| 行政監査等の立会、研修への参加 | 10,000円/日額 |
| 入札の立会           | 2,000円/日額  |
| 上記の他、法人業務のため出勤  | 10,000円/日額 |

(3) 監事

| 項目              | 報酬額        |
|-----------------|------------|
| 理事会等会議への出席      | 5,000円/日額  |
| 行政監査等の立会、研修への参加 | 10,000円/日額 |
| 監事監査の実施         | 12,000円/日額 |
| 入札の立会           | 2,000円/日額  |
| 上記の他、法人業務のため出勤  | 10,000円/日額 |